



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当該が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則（建築指導課） 1

告 示

- 区営土地改良事業計画変更の認可（村づくり計画課） 1
- 歳入の収納の事務の委託（県立離島児童生徒支援センター） 2

公 告

- 県営土地改良事業の工事の完了（村づくり計画課） 2
- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課） 2
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課） 3
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・4件（都市計画・モノレール課） 4
- 村決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 5

企業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定 5

人事委員会事項

- 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則 5

収用委員会事項

- 公示による通知 5

規 則

土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月26日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県規則第45号

土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則（昭和49年沖縄県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1号様式備考2及び第9号様式備考2中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、区営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年5月26日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 土地改良事業を行う者の名称 今帰仁村土地改良区
 - 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 今帰仁村土地改良区地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）
 - 3 認可年月日 令和5年4月25日
-

沖縄県告示第225号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和5年5月26日

沖縄県立離島児童生徒支援センター所長 西江幸枝

- 1 委託した収納事務 沖縄県立離島児童生徒支援センターの施設使用料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社リウコム
 - (2) 所在地 那覇市久茂地1丁目7番1号
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

公 告

県営土地改良事業の施行に伴う工事が次のとおり完了した。

令和5年5月26日

沖縄県知事 玉城康裕

土地改良事業の名称	完了年月日
山底地区農地整備事業	令和4年11月17日
みやらがわ第5地区農地保全整備事業	令和5年3月29日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があつた。

なお、関係書類は、令和5年5月26日から同年9月26日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部産業振興課において縦覧に供する。

令和5年5月26日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 コーナンP R O 豊崎店・ローソン豊見城豊崎 豊見城市字豊崎1番地418及び1番地420
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社座波商会 浦添市字城間30番地 代表取締役 座波博史
- 3 届出年月日 令和5年4月17日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部産業振興課において縦覧に供する。)
- 5 変更の年月日 令和5年4月26日

6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があつた。

なお、関係書類は、令和5年5月26日から同年9月26日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部産業振興課において縦覧に供する。

令和5年5月26日

沖縄県知事 玉城康裕

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 コーナンP R O豊崎店・ローソン豊見城豊崎 豊見城市字豊崎1番地418及び1番地420

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社座波商会 浦添市字城間30番地 代表取締役 座波博史

3 届出年月日 令和5年4月17日

4 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 70台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 38台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、原動機付き自転車等が駐輪した場合の収容台数 10台

変更後 位置 次の図のとおり、原動機付き自転車等が駐輪した場合の収容台数 6台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 次の図のとおり、面積 40.2平方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、面積 67.5平方メートル

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 次の表のとおり

変更後 次の表のとおり

（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部産業振興課において縦覧に供する。）

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時刻

変更前 6時から21時まで

変更後 24時間

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部産業振興課において縦覧に供する。）

5 変更する年月日

(1) 4(1)から(3)まで 令和5年12月18日

(2) 4(4)及び(5) 令和5年4月26日

6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあつた那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月26日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 真玉橋地区外1地区
 - 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月26日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 真玉橋地区地区計画
 - 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、西原町から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月26日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 那覇北中城線沿道幸地地区
浦添西原線翁長地区
国道329号内間・掛保久地区
小波津・桃原・安室地区
兼久地区
 - 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、西原町から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月26日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 内間・掛保久地区
 - 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、西原町から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月26日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 浦添西原線沿道区域坂田
那覇北中城線沿道区域坂田・幸地
 - 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、西原町から送付のあった那覇広域都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月26日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 坂田地区
 - 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、読谷村から送付のあった中部広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月26日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 高志保西地区・喜名西原地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

企 業 局 事 項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年5月26日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 松田了

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県企業局ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフト賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企業局総務企画課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和5年4月4日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社興洋電子 代表取締役 多良間洋二 那覇市字安謝638番地
- 5 落札金額 45,715,824円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年2月21日

人 事 委 員 会 事 項

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月26日

沖縄県人事委員会

委員長 島袋秀勝

沖縄県人事委員会規則第10号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

收 用 委 員 会 事 項

沖縄県收用委員会告示第8号

收用しようとする土地 西原町字幸地下千増507番2

土地所有者 翁長靜子 ブラジル国サンパウロ州サントアンドレ市ヴィラ・アピアイ イラニ通り100

土地所有者 翁長フミ ブラジル国サンパウロ州サントアンドレ市J Dステラ エバリスト・ド・モライス通り579

土地收用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当收用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

那覇広域都市計画道路事業1・5・1号幸地インター線裁決申請等事件その1に係る令和5年2月15日付け審理の開催についての通知書

(注意) 上記書類を受領しないときは、令和5年6月16日をもってその書類の通知があったものとみなされます。

令和5年5月26日

沖縄県収用委員会

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---